

減少する国保特別会計財政調整基金

都道府県が国保の運営に加わった平成30年度以降の瀬戸内市国保特別会計の決算額は、下表のとおりで、歳出は平成30年度から令和4年度にかけて約1億円増加しています。主な費目を見ると、保険給付費が約2億4,000万円の増額となっている一方で、歳入では、国保税は約1億4,000万円減少しています。これは、国保の被保険者数が5年間で1,117人（12.4%）減少したことが大きな要因と考えられます。

瀬戸内市では国保事業の安定化を図るため、国保特別会計において不足する財源を国保特別会計財政調整基金（以下、「財政調整基金」とします。）から繰り入れてきました。令和元年度から令和4年度までの基金からの繰入額は、約1億8,000万円に上り、令和4年度末の基金残高見込み額は、約1億3,000万円となっています。

平成30年度以降の国保財政（歳入歳出と主な費目）

単位：千円

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入（A） Cの基金繰入前の額	4,263,209	4,209,546	3,978,199	4,267,982	4,270,247
うち国保税	818,268	784,120	744,971	730,732	681,964
歳出（B）	4,203,877	4,284,410	4,017,640	4,298,363	4,304,480
うち保険給付費	2,957,096	2,971,445	2,846,674	3,115,905	3,201,880
差引（A－B）	59,332	△74,864	△39,441	△30,381	△34,233
財政調整基金繰入額（C）	0	75,000	40,000	31,000	35,000
繰越金（A－B＋C）	59,332	136	559	619	767

国保特別会計へ繰り出した後の財政調整基金残高	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	306,318	233,243	193,962	163,364	128,741

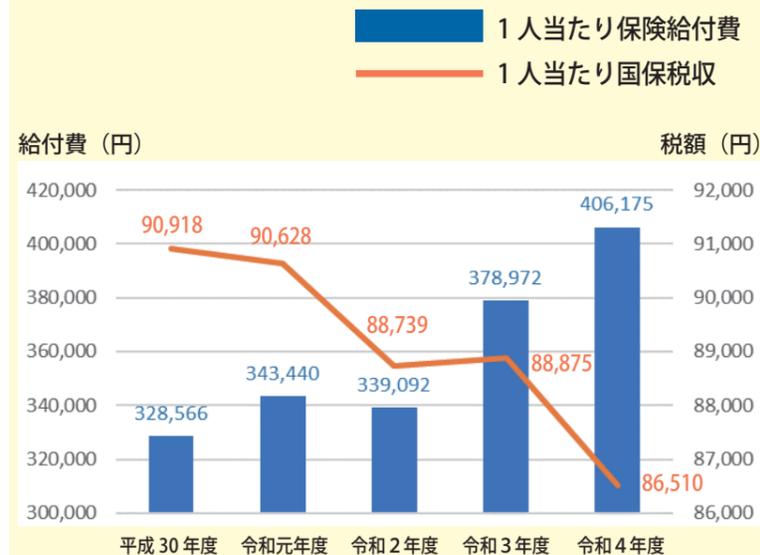
※平成30年度から令和3年度は決算額、令和4年度は決算見込み額

厳しさを増す国保の運営

国保制度では、歳出の見込み額から国・県・市の負担金や補助金などを控除した額を国保税でまかなうこととされています。国保の1人当たりの保険給付費は、医療の高度化などにより年々増加し、5年間で77,609円（23.6%）増加しています。また、1人当たりの国保税収は5年間で4,408円（4.8%）減少しています。

瀬戸内市では、被保険者の負担を抑えるため平成30年度から税率を保ち、国保税でまかなうことのできない財源を財政調整基金からの繰入により対応していますが、その基金にも限りがあり、今後の国保財政の運営が厳しいものとなっています。

1人当たり保険給付費・国保税収



※平成30年度から令和3年度は決算額、令和4年度は決算見込み額

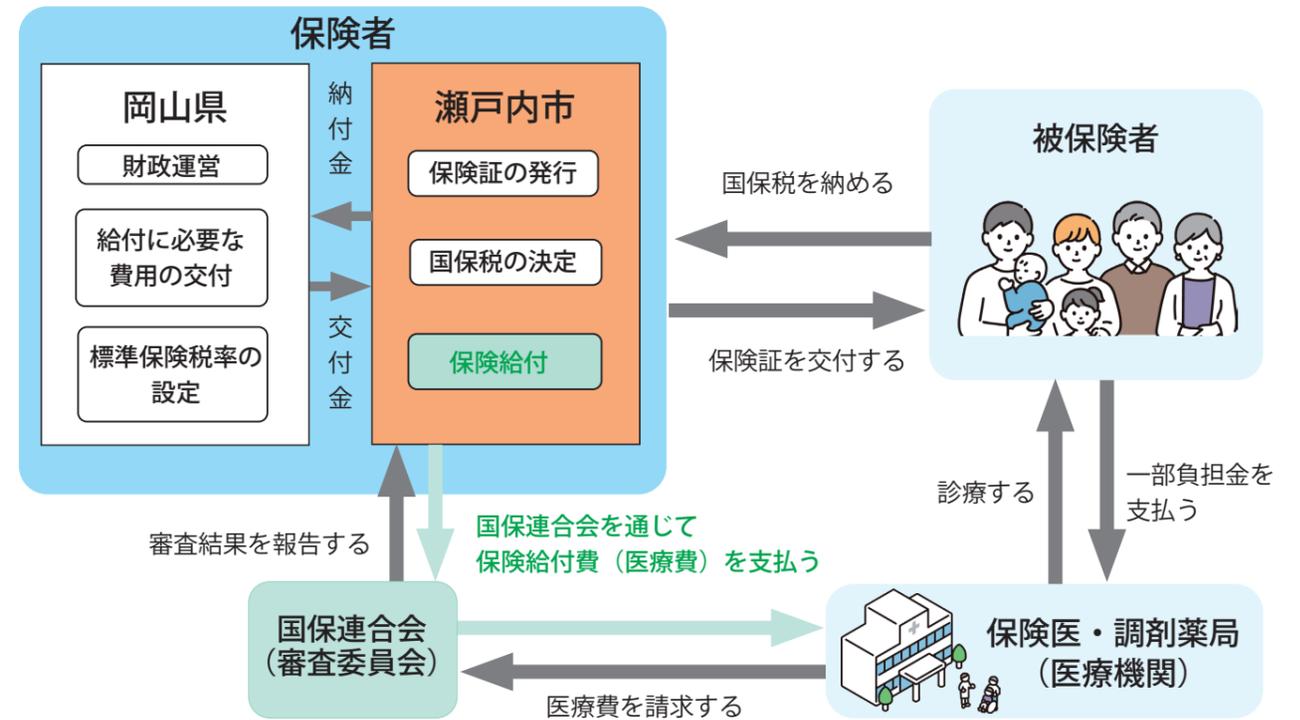


問い合わせ先
国保年金医療給付課
☎0869-22-1790

瀬戸内市の国民健康保険のしくみと現在の状況

国保のしくみ

国民健康保険（以下、「国保」とします。）は病気やけがに備えて被保険者の皆さんがお金を出し合い、医療費の補助などにあてる社会保障制度です。国保は県と市町村が共同で運営しています。

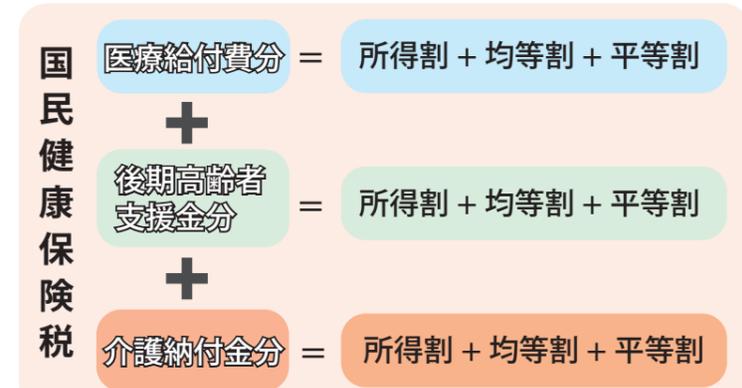


国保税の計算

「医療給付費分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」のそれぞれで所得割、均等割、平等割を計算し、合計したものが国保税額になります。

団塊の世代が後期高齢者医療へ移行する時期を迎えたため、被保険者数の減少、国保税の減収が加速しています。

- ◆所得割…世帯の被保険者の所得に応じて計算
- ◆均等割…世帯の被保険者数に応じて計算
- ◆平等割…被保険者数にかかわらず世帯ごとに計算



国保税の内訳 (年齢によって異なります)

40歳未満の人	医療給付費分	後期高齢者支援金分
40歳以上 65歳未満の人	医療給付費分	後期高齢者支援金分 介護納付金分
65歳以上 75歳未満の人	医療給付費分	後期高齢者支援金分